

第16回
定時株主総会
招集ご通知



■ 開催日時

2026年9月28日（月曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）

■ 開催場所

新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
2階「芙蓉の間」

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

■ 決議事項

会社提案（第1号議案から第2号議案まで）

第1号議案 資本金の額の減少の件

第2号議案 取締役6名選任の件

株主提案（第3号議案）

第3号議案 定款一部変更の件

■ 目次

第16回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	14
計算書類	31
監査報告	43

フラー株式会社

証券コード：387A

証券コード 387A

2026年9月11日

(電子提供措置の開始日 2026年9月3日)

株 主 各 位

新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地

フ ラ ー 株 式 会 社

代表取締役
社 長

山 崎 将 司

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記の通り開催しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://ir.fuller-inc.com/stock-info>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しています。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（会社名）または証券コード（387A）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月25日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、４頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日時 2026年9月28日（月曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
2. 場所 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟 2階「芙蓉の間」
（当社は、これまで定時株主総会を千葉県柏市の当社柏の葉本社会議室で開催してまいりましたが、2025年7月の株式上場に伴い、ご出席の株主様の増加が見込まれることから、より収容人数の大きな会場を確保する必要があり、本店所在地である新潟市内の上記会場で開催することとしました。過去の株主総会の開催場所とは著しく異なる場所となりますが、ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようお願いいたします。）
3. 目的事項
報告事項 第16期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
 ＜会社提案（第1号議案から第2号議案まで）＞
 第1号議案 資本金の額の減少の件
 第2号議案 取締役6名選任の件
 ＜株主提案（第3号議案）＞
 第3号議案 定款一部変更の件
株主提案（第3号議案）の議案の要領は、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載の通りです。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第2号議案まで）については賛成、株主提案（第3号議案）については反対の表示があったものとして取り扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載します。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の
賛否をご入力ください。

行使期限

**2026年9月25日（金曜日）
午後7時00分入力完了分まで**



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、ご
返送ください。

行使期限

**2026年9月25日（金曜日）
午後7時00分到着分まで**



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場
受付にご提出ください。

日 時

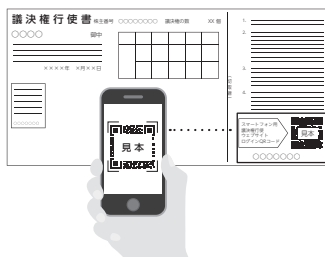
**2026年9月28日（月曜日）
午前11時開催**

- ・ 議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 議決権行使書面において、議案に賛否のご表示がない場合は、会社提案（第1号議案から第2号議案まで）については賛成、株主提案（第3号議案）については反対の意思表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

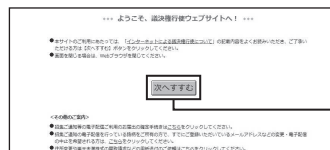
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、「議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

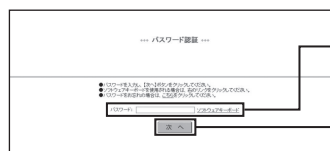
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

「次へ」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
ご不明な点は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00 ~ 21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第 1 号議案から第 2 号議案まで）＞

第 1 号議案 資本金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保及び税負担の軽減を図るため、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

1. 減少する資本金の額

資本金の額 99,668,612 円のうち 69,668,612 円を減少し、減少後の資本金の額を 30,000,000 円とします。

2. 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026 年 12 月 31 日

第 2 号議案 取締役 6 名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役 7 名は任期満了となります。つきましては、経営体制を変更し機動的な経営戦略を実現できる体制の構築を図るべく、取締役 1 名を減員し、取締役 6 名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次の通りです。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	再任 やま ざき まさ し 山 崎 将 司 (1988 年 7 月 7 日生)	2014 年 4 月 富士通デザイン(株) (現 富士通(株)) 入社 2015 年 3 月 当社入社 2016 年 11 月 執行役員 CDO 2017 年 7 月 執行役員 CDO 兼 スマホビジネス共創事業本部 長 2018 年 8 月 執行役員 CDO 兼 共創グループ長 2019 年 10 月 執行役員 CDO 兼 共創事業本部長 2020 年 4 月 執行役員 COO 兼 共創事業本部長 2020 年 7 月 執行役員 COO 2020 年 9 月 代表取締役社長 (現任)	37,400 株

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	新任 はやし ひろ ゆき 林 浩 之 (1991年1月15日生)	2013年1月 (株)REVENTIVE 設立 代表取締役副社長 2016年9月 (株)ドワンゴ 入社 2018年8月 当社入社 2020年7月 執行役員カスタマーサクセスグループ長 2021年11月 執行役員デジタルパートナーグループ長 (現任)	3,700株
3	新任 い づ あつし 伊 津 惇 (1989年3月19日生)	2011年4月 日本精機(株) 入社 2017年4月 当社入社 2020年7月 フラースタジオ部門代表 2021年11月 執行役員CTO兼フラースタジオ部門代表 2022年4月 執行役員CTO兼エンジニアリンググループ長 2025年10月 執行役員CTO (現任)	2,533株
4	再任 なが や よう すけ 長 屋 洋 介 (1978年10月31日生)	2002年4月 (株)野村総合研究所 入社 2005年5月 (株)ブロードテック 入社 2010年10月 (株)うるる 取締役 2015年4月 同社 取締役第2事業本部長 2016年4月 (株)うるるBPO 代表取締役副社長 2019年4月 (株)うるる 取締役シュフティ事業担当役員 2021年4月 同社 取締役IT戦略・リスク管理担当役員 2022年9月 当社 社外取締役 (現任) 2023年4月 (株)うるる 取締役IT戦略・リスク管理担当役員 人事担当役員 (労務領域) 2024年4月 同社 取締役IT・リスク管理担当役員 2025年10月 同社 執行役員VPoE (現任) (重要な兼職の状況) (株)うるる 執行役員VPoE	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要】 長屋洋介氏は、株式会社うるる（東証グロース市場上場、証券コード3979）の執行役員として、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、知見及び企業成長を実現した実績を有しています。企業経営における戦略立案、人事、情報セキュリティ等の幅広い分野において高い見識を有しており、引き続き当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけるものと判断しました。			

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	再任 い はら やす ぶみ 庵 原 保 文 (1977年2月28日生)	2001年 4 月 トランスワールドジャパン(株) 入社 2006年 2 月 ヤフー(株) 入社 2010年11月 シティバンク銀行(株) 入社 2013年 2 月 ファストメディア(株) (現 (株)ヤプリ) 設立 代表取締役社長CEO (現任) 2024年 9 月 当社 社外取締役 (現任) 2025年11月 (株)チューズモンスター (現 (株)ヤプリフードコ ネクト) 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)ヤプリ 代表取締役社長CEO (株)ヤプリフードコネクト 取締役	一株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要】 庵原保文氏は、株式会社ヤプリ（東証グロース市場上場、証券コード4168）を創業から上場に導いた経営者として、豊富な経験、知見及び実績を有しています。とりわけ当社が属するスマートフォンアプリ市場の分野で高い見識を有しており、当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけるものと判断しました。		

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	新任 よし おか しん 吉 岡 真 (1976年8月15日生)	2000年10月 (株)ウード音楽事務所 入社 2005年10月 (株)デジタルパレット (現 (株)電通デジタル) 入社 2009年 1 月 (株)電通レイザーフィッシュ (現 (株)電通デジタル) 関西部 部長 2016年 1 月 (株)電通アイソバー (現 (株)電通デジタル) 関西本部 本部長 2020年 1 月 同社 関西本部 本部長兼ビジネスディベロップメント本部 本部長 2021年 7 月 (株)電通デジタル 関西部門 部門長兼ビジネスディベロップメント部門 部門長 2022年 1 月 同社 関西部門 部門長兼アカウントイノベーション部門 部門長 2025年 1 月 同社 執行役員ビジネスディベロップメント部門 部門長 (現任) (重要な兼職の状況) (株)電通デジタル 執行役員ビジネスディベロップメント部門 部門長	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要】 吉岡真氏は、株式会社電通デジタルの執行役員として、営業組織のマネジメント及び事業開発に関する豊富な経験、知見を有しています。とりわけデジタルソリューション領域における組織運営・事業拡大の実務に高い見識を有しており、当社の社外取締役として、経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導をいただけるものと判断しました。			

- (注) 1. 各取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次の通りです。
庵原保文氏は、当社の大株主（筆頭株主）である株式会社ヤプリの業務を執行しています。なお、同社における地位及び担当については、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載の通りです。
吉岡真氏は、当社の大株主の子会社である株式会社電通デジタルの業務を執行しています。なお、同社における地位及び担当については、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載の通りです。
2. 長屋洋介氏、庵原保文氏及び吉岡真氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
 3. 伊津惇氏の所有する当社の株式数には、当社従業員持株会における2026年6月30日時点の同氏の持分を含めた実質持株数（小数点以下切り捨て）を記載しています。
 4. 長屋洋介氏は、現在当社の社外取締役であるところ、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年になります。
 5. 長屋洋介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
 6. 庵原保文氏は、現在当社の社外取締役であるところ、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年になります。
 7. 当社は現在、長屋洋介氏及び庵原保文氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときには、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しています。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定です。また、吉岡真氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険により填補することとしています。各候補者が取締役役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜株主提案（第3号議案）＞

第3号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。

なお、議題、提案の内容及び提案の理由は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、原文のまま記載しています。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の内容

現行定款に、次の章および条文を新設する。

第〇章 企業価値向上および上場維持基準への適合

第〇条 当社は、東京証券取引所グロース市場において2030年以降に適用される時価総額100億円以上の上場維持基準への適合を重要な経営課題と位置づけ、毎事業年度終了後3か月以内に、2030年6月期までの企業価値向上計画を開示するものとする。

2 前項の企業価値向上計画には、少なくとも、売上高、営業利益、営業利益率、売上総利益率、クリエイティブ人材1人当たり月間売上高、受注残高、商談パイプライン、主要資本業務提携先との提携成果、時価総額目標を含めるものとする。ただし、個別取引先との契約上の守秘義務または競争上の不利益が生じるおそれがある事項については、合理的な範囲で集計値、概数または定性的説明による開示を行うことができる。

3 当社は、生成AIその他の技術進展が、ソフトウェア開発、デザイン、品質保証、データ分析、営業提案その他当社の業務に与える影響を踏まえ、適正人員数、クリエイティブ人材数、採用計画、外注活用方針、AI活用による生産性向上目標を、前項の企業価値向上計画に含めるものとする。

4 当社は、クリエイティブ人材1人当たり月間売上高、売上総利益率または営業利益率が会社の目標水準を下回る場合には、新規採用計画を見直し、既存人材の生産性向上、AI活用、外注活用、営業体制強化その他の収益性改善策を優先する方針を開示するものとする。

5 当社は、2030年6月期までに時価総額100億円以上の達成が困難であると取締役会が判断する場合、少数株主利益および企業価値の最大化を目的として、M&A、経営統合、資

本業務提携、非公開化その他の戦略的選択肢を優先的に検討し、その検討状況を可能な範囲で開示するものとする。なお、他の金融商品取引所への上場、重複上場または市場区分の変更については、少数株主利益および企業価値の最大化に資する場合に限り、補完的な選択肢として検討するものとする。

6 前項の検討にあたっては、独立社外取締役を中心とする検討体制を整備し、必要に応じて独立した外部専門家の助言を得るものとする。

2. 提案の理由

当社は、東京証券取引所グロース市場に上場する成長企業であるが、2030年以降、同市場では上場5年経過後に時価総額100億円以上の基準への適合が求められる。当社が上場会社として株主共同の利益を維持・向上させるためには、同基準への適合可能性を株主が検証できる具体的な計画の開示が不可欠である。

当社は、成長戦略においてクリエイティブ人材の確保を事業成長の基盤と位置づけている。しかし、2026年6月期第3四半期累計期間においては、人材採用が進んだ一方で売上高は伸びず、営業利益率、売上総利益率、クリエイティブ人材1人当たり月間売上高はいずれも低下している。これは、単に人員を増加させれば売上高および企業価値が増加するという従来の成長説明について、株主がその実効性を検証する必要があることを示している。

また、生成AIの急速な発展により、ソフトウェア開発、デザイン、品質保証、データ分析、営業提案等の業務効率は大きく変化しつつある。AI活用が進む場合、従来型の人員拡大型成長モデルは、人件費負担の増加、人員過剰、利益率低下を招くおそれがある。一方で、AIを適切に活用すれば、1人当たり売上高および利益率を高める機会にもなり得る。したがって、当社はAI時代における適正人員数、採用方針、生産性向上目標を明確にすべきである。

さらに、当社には株式会社ヤプリおよび株式会社電通グループという主要な資本業務提携先が存在する。これらの提携は、当社が時価総額100億円を目指すうえで重要な成長ドライバーであるが、その定量的成果については十分な開示がなされているとは言い難い。提携成果、受注残高、商談パイプライン等の開示により、株主は成長戦略の進捗をより適切に判断できる。

以上の理由により、当社が2030年の上場維持基準に適合し、株主価値を最大化するためには、具体的な中期数値目標、AI時代の人員計画、提携成果、受注パイプラインおよび未達

時の戦略的選択肢を継続的に開示する体制を定款上明確にする必要がある。

【第3号議案に対する当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対します。

(反対の理由)

定款は、会社の組織及び運営に関する基本的な事項を定める会社の根本規範です。本株主提案が定款への規定を求める各事項は、いずれも、その時々を経営環境や事業の状況に応じて取締役会が機動的かつ柔軟に判断すべき業務執行に関する事項であり、これらを定款に固定的に定めることは、当社の機動的かつ柔軟な経営判断を妨げ、中長期的な企業価値の向上を損なうおそれがあると考えます。したがって、当社取締役会は、本株主提案に反対します。

以上

事業報告

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇、中東情勢、米国の通商政策の影響などによる不確実性があるものの、引き続き消費、雇用などが堅調に推移しています。当社が属するソフトウェア開発業界においては、生成AIの普及やデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により市場が伸長しており、中でも当社が軸足を置くスマートフォンアプリ関連市場についても、DXの中核分野の一つとして堅調に推移しています。

このような環境の中、当社は、クライアントのビジネス成功をともに実現する「デジタルパートナー」として、事業企画、デザイン、システム開発・運用、データ分析までを一貫して提供するソリューション事業を推進しました。

スマートフォンアプリ等のデジタルプロダクトの企画・デザイン・開発を行うクライアントワークは、上期に大型開発案件が一段落し稼働率が一時的に低下したものの、下期に複数の新規開発案件の着手があり稼働状況が持ち直し、通期では売上高1,907,823千円となりました。「App Ape」サービスを軸とするアプリ分析サービスは、利用者がほぼ横ばいで推移し、売上高101,759千円となりました。これらにより、当事業年度の売上高は、ほぼ前年並みの2,009,583千円（前事業年度比0.0%増）となりました。

費用面では、クリエイティブ人材の人件費及び外注費の増加により、売上原価は1,283,033千円（前事業年度比11.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は、2025年7月の新規上場に伴う諸経費や営業部門の増員がありましたが、前期に上場記念賞与を計上した影響などから、前事業年度並みの669,431千円（前事業年度比0.8%増）となりました。

以上の結果、営業利益は減益となり57,117千円（前事業年度比69.9%減）となりました。営業外収益として新潟県からの補助金収入等57,298千円を計上したことにより、経常利益は102,922千円（前事業年度比44.6%減）となりました。また、繰延税金資産の積み増しにより法人税等調整額△31,075千円を計上し、当期純利益は132,888千円（前事業年度比32.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社は、当事業年度において、業務用PCの購入による工具器具備品の新規取得20,365千円、フォンプースの購入等による建物の新規取得3,224千円がありました。なお、これ以外に重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

2025年7月24日に東京証券取引所グロース市場へ上場し、公募増資により、64,584千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりです。

① 継続的な受注獲得のための営業体制の整備及びブランド力の向上

当社は、持続的な事業成長を実現するため、営業体制の整備及びソリューション企業としてのブランド力・知名度の向上が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、フラーのソリューションの魅力を伝えられる営業人員の採用・育成、顧客との案件実績の蓄積と事例PR、オウンドメディアを利用した積極的な事業広報等の施策による認知度の向上に努めています。

また、当社では、販売ルート拡充のため、他のソリューション企業との営業連携を進めています。直近では、(株) ヤプリー及び(株) 電通グループのグループ各社との間で、営業活動に関する業務提携を推進しています。

② 他社との連携による受注機会、ソリューションの拡大

当社は、より幅広い顧客ニーズに対応し事業成長を継続するため、他社との連携による受注機会やソリューションメニューの拡充が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、人材育成によるソリューション範囲の拡大、ソリューションの定型化、広く普及した他社プロダクトの取扱い、他のソリューション企業との協業、業務提携先と連携した新規サービス開発などを検討してまいります。

③ クリエイティブ人材の採用及び育成

国内のDX市場拡大の中で専門人材の獲得競争は激化傾向にあり、当社においては、優秀なクリエイティブ人材の確保が経営上の重要な課題となっています。

これを踏まえ、当社では、新卒を中心とした積極的な採用活動と教育研修体制の充実により、各ソリューション分野におけるリード人材の育成に努めてまいります。また、AI技術等を活用した生産性の向上にも取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の整備・強化

当社では、急激な業容の拡大、従業員数の増加に伴い、組織運営、プロジェクト管理に関する業務負担が増加傾向であり、管理体制の整備・運用が課題となっています。

これを踏まえ、当社では、中間管理職の育成に努めるとともに、マニュアル、運用体制、リスク情報が適時に報告される体制等、内部管理体制全般の整備・強化に努め、健全な経営を目指しています。

⑤ 情報セキュリティを確保するための体制整備

当社は、システム開発を主業とし重要な情報を管理していることや、業務のあらゆる場面で情報ツールを利用していることなどから、高水準の情報セキュリティを確保するための体制整備が求められます。

これを踏まえ、当社では、2022年5月にISMS認証（ISO27001）を取得するなど取組みを強化しており、執行役員CISOを情報セキュリティ責任者として、さまざまな施策（セキュリティ対策アプリケーションの導入、各拠点のセキュリティ対策、社員教育等）を実施しています。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第13期	第14期	第15期	第16期（当期）
	2023年6月期	2024年6月期	2025年6月期	2026年6月期
売 上 高（千円）	1,507,326	1,517,907	2,008,991	2,009,583
経 常 利 益（千円）	108,591	18,615	185,701	102,922
当 期 純 利 益（千円）	122,007	28,777	197,123	132,888
1株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）（円）	76.30	△26.82	121.98	77.93
総 資 産（千円）	1,303,385	1,288,497	1,834,803	1,825,736
純 資 産（千円）	737,123	767,736	989,779	1,220,983
1株当たり純資産額（円）	460.97	△1,973.04	605.18	702.45

- （注） 1. 第14期は、1株当たり当期純利益又は当期純損失については、優先株主に対する優先配当の金額を、当期純利益から控除して算定しています。
2. 第14期は、1株当たり純資産額については、優先株主に対する残余財産の分配額及び優先配当金未払額を、純資産の部の合計額から控除して算定しています。
3. 2023年5月9日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っています。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事 業	事 業 内 容
デジタルパートナー事業	当社は、デジタル領域全般で「頼られる存在」として顧客に寄り添い、新しい価値を提供する関係を構築していくことを目指しており、これを「デジタルパートナー事業」と呼んでいます。 当社は、顧客に提供するソリューションを「クライアントワーク」と「アプリ分析サービス」に区分しています。クライアントワークは、スマートフォンアプリ開発等の業務を受託する事業であり、事業開発、デザイン、システム開発・運用、データ分析を主な提供品目としています。「アプリ分析サービス」は、スマートフォンアプリ市場における最新の利用状況を集計・分析するサービスであり、「App Apeダッシュボード」「App Apeオーダーメイド分析」を主な提供品目としています。

(8) 主要な営業所

名 称	所 在 地
新潟本社 (登記上の本店所在地)	新潟県新潟市中央区笹口一丁目2番地
柏の葉本社	千葉県柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパス148街区2

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
207名	17名増	31.5歳	3.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、従業員兼務取締役、常勤の従業員及び他社からの出向受入を含み、他社への出向者及び退職者を含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 高
株式会社三井住友銀行	150,005千円
株式会社第四北越銀行	146,656千円
株式会社りそな銀行	34,987千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,738,270株 |
| (3) 株主数 | 1,603名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ヤプリ	369,400	21.25
株式会社電通グループ	346,000	19.91
渋谷 修太	84,291	4.85
株式会社 S B I 証券	57,768	3.32
永井 裕一	40,000	2.30
山本 公哉	38,600	2.22
山崎 将司	37,400	2.15
楽天証券株式会社共有口	36,300	2.09
櫻井 裕基	30,000	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	29,900	1.72

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ・ 2025年7月23日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式）により、発行済株式総数が60,000株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ32,292千円増加しています。
- ・ 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式総数が42,750株、資本金及び資本剰余金がそれぞれ16,997千円増加しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の数 490個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 17,500株
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

名称 (付与決議日)	保有者数 (社外取締役を 除く取締役)	個数	目的となる 株式の種類 及び数	行使価額	行使期間	行使 条件等
第8回新株予約権 (2017年6月27日)	1名	100 個	普通株式 1,000株	2,478円	2019年6月28日～ 2027年3月31日	(注) 1、2
第10回新株予約権 (2018年2月15日)	2名	150 個	普通株式 1,500株	2,478円	2020年2月16日～ 2027年3月31日	
第12回新株予約権 (2018年6月26日)	1名	100 個	普通株式 1,000株	3,246円	2020年6月27日～ 2028年3月31日	
第18回新株予約権 (2024年6月24日)	1名	140 個	普通株式 14,000株	1,312円	2026年6月26日～ 2034年6月23日	

- (注) 1. 新株予約権者が権利行使する前に当社もしくは関係会社の取締役、執行役員もしくは従業員でなくなったとき、死亡したとき、または新株予約権者が権利放棄したとき、当社はその新株予約権を無償で取得できることを定めています。
2. 表のうち、第18回新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個あたり100株です。これ以外の回号の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権1個あたり10株です。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山崎 将司	代表取締役社長	—
渋谷 修太	取締役会長	一般財団法人高専人会 代表理事 新潟ベンチャー協会 代表理事 日本海ドームシティプロジェクト 代表理事
櫻井 裕基	取締役CDO	—
宮毛 忠相	取締役CFO兼経営 管理グループ長	—
長屋 洋介	社外取締役	株式会社うるる 執行役員VPoE
庵原 保文	社外取締役	株式会社ヤプリ 代表取締役社長CEO 株式会社ヤプリフードコネクト 取締役
安田 裕美子 (現姓：渡邊)	社外取締役	株式会社電通デジタル インテグレートッド・ソリューションズ 領域CP unit管掌 執行役員
富川 八峰	社外監査役（常勤）	富川商店 代表
塚本 幹夫	社外監査役	taskey株式会社 常勤監査役 株式会社ワイズ・メディア 取締役
三木 孝則	社外監査役	株式会社ビズサプリ 代表取締役 三木孝則公認会計士事務所 代表
田中 慈乃 (現姓：川村)	社外監査役	酒井法律事務所所属 弁護士

- (注) 1. 長屋洋介氏、庵原保文氏、安田裕美子氏は社外取締役です。また、富川八峰氏、塚本幹夫氏、三木孝則氏及び田中慈乃氏は社外監査役です。
2. 社外監査役三木孝則氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当社は、社外取締役長屋洋介氏、社外監査役（常勤）富川八峰氏、社外監査役塚本幹夫氏、社外監査役三木孝則氏及び社外監査役田中慈乃氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

(2) 責任限定契約の内容

当社は、全ての社外取締役及び全ての社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。なお、当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令に定める最低責任限度額とし、当該契約に基づく責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役がその原因となった職務執行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しています。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外としています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、次の通り役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めています。

1. 取締役報酬の基本方針

健全かつ持続的な企業成長を図るため、企業規模・業績や個々の取締役の貢献等と照らして合理的な水準とすることを基本方針とします。

月額報酬（固定報酬）を原則とし、個々の水準は、それぞれの役割責任、貢献度、他社水準及び従業員給与とのバランスなどを踏まえて決定します。

取締役に顕著な貢献が認められるときは、株主総会で決定した年間総額の範囲内で、月額報酬の2ヶ月分を上限として、臨時に賞与を支給することがあります。

2. 取締役報酬の決定プロセス

株主総会において取締役報酬の年間総額を決定し、その後速やかに取締役会において個々の取締役の月額報酬を決定します。

臨時に月額報酬を改定すべき事由が生じた場合、または臨時に賞与を支給する場合は、取締役会において審議し決定します。

月額報酬の決定または改定、並びに賞与の決定にあたっては、代表取締役社長が原案を作成し、社外取締役及び社外監査役全員がこれについて必要な意見を述べた上で、取締役会においてこれを踏まえた審議を行います。

3. その他

当社は成長企業であり、単年度の業績のみではなく、中長期的な企業成長が期待されるため、いわゆる業績連動報酬制度は採用しません。

今後は、企業成長への適切なインセンティブ設定の観点から、ストック・オプション

を活用した取締役報酬制度などを検討します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2025年9月25日開催の定時株主総会において取締役の報酬総額を年額1億2,000万円以内（うち社外取締役分は年額2,000万円以内。）、監査役の報酬総額を年額2,000万円以内と決議しています。

なお、当該定時株主総会終結時点において、取締役は7名（うち3名は社外取締役）、監査役は4名でした。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	32,720 (2,900)	32,720 (2,900)	— (—)	— (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15,740 (15,740)	15,740 (15,740)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 固定報酬には従業員兼務取締役の従業員給与及び従業員賞与を含んでいません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職の状況については、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載の通りです。

社外取締役庵原保文氏が代表取締役を務める株式会社ヤプリは、当社の大株主です。また、同氏が取締役を務める株式会社ヤプリフードコネクトは、当社の大株主の子会社です。

社外取締役安田裕美子氏が執行役員を務める株式会社電通デジタルは、当社の大株主である株式会社電通グループの連結子会社です。

上記以外の社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	長屋 洋介	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役	庵原 保文	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
取締役	安田 裕美子	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、議案審議につき必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしています。
監査役	富川 八峰	当事業年度開催の取締役会には、22回中22回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	塚本 幹夫	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	三木 孝則	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。
監査役	田中 慈乃	当事業年度開催の取締役会には、22回中21回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っています。同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,200
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,700

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査日数及び監査の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めています。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、「フローの企業行動指針」を制定し、コンプライアンスの実現のための不断の取り組みを行うことを宣言します。
- (b) 取締役会は、コンプライアンス経営の推進を最優先に位置づけ、取締役及び使用人が共有すべきルールや考え方を全ての役職員に徹底します。
- (c) 取締役は、当社における企業倫理、コンプライアンスの実現を率先垂範するとともに、その重要性につき繰り返し情報発信することにより、全社に周知徹底をはかります。
- (d) 監査役及び社外専門家を情報提供先とする内部通報制度の利用を促進し、重大な不正行為、またはそのおそれのある事実の早期発見に努めてまいります。
- (e) 内部監査責任者は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。
- (f) コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス担当取締役及び担当部門を置き、コンプライアンス管理体制の不備や重大な不正行為の発生についてのモニタリングを継続的に実施いたします。
- (g) コンプライアンス上の重大な問題、課題が生じた場合、取締役会及び監査役はすみやかに情報を共有し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、適切かつ迅速な対応を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、法令及び当社各規程に基づき適切に作成、保存、管理します。
- (b) 当社が保有する個人情報、未公表の重要事実、当社及び他社の企業秘密等の重要な情報については、法令及び当社各規程に基づき厳重に管理します。
- (c) 情報セキュリティについては、責任体制を明確化し、全社にわたるセキュリティ水準の維持・向上のための施策を継続的に実施します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者を置き、効果的かつ総合的なリ

スク管理体制を実施します。

- (b) 各部門は、担当業務に関するリスクの把握に努め、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
 - (c) リスク管理担当取締役及びリスク管理責任者は、全社のリスク管理を監督し、実効性のある対応が行われるよう、必要な支援、調整及び指示を行います。また、重大なリスクの発生をすみやかに認識するため、全ての役職員にリスク情報の報告方法を周知徹底いたします。
 - (d) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会に報告し十分な審議を行います。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
- (a) 取締役会は、業務執行取締役により日常の業務執行に必要な権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進します。
 - (b) 取締役会は、原則として月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行います。
 - (c) 取締役会は、当社の中期経営目標ならびに年間予算を決定し、その執行状況を監督します。
 - (d) 業務執行取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、適宜会議等で情報を共有したうえで、取締役会に報告します。
 - (e) 業務執行取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告します。
 - (f) 業務執行取締役の監督下にある各部門の使用人の職務権限の行使は、取締役会が定める各業務規程の定めに基づき適正かつ効率的に行います。
- ⑤ 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が職務の執行のためにその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、その具体的な方法や合理性を検討したうえで、これに応じます。
 - (b) 当該使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の承認を要することとします。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、職務の執行状況その他に関する報告を行うものとします。特に経理・財務等の経営管理を担う部門は、随時、監査役に経営上の重要事項に関する報告を行う体制を整備します。

- (b) 内部監査責任者は、当社における内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告することとします。また、当社の役職員に法令、当社倫理規程その他の当社規程に違反する事実があると認めた場合、その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告することとします。
 - (c) 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対し不利な取り扱いを行わないこととします。
 - (d) 重要な決裁書類は、適時に監査役の閲覧に供するものとします。
- ⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認めた場合、社内の重要な会議に出席できることといたします。
 - (b) 監査役は、社内の情報システムへのアクセス権を有し、随時、当社の経営情報を取得することができることといたします。
 - (c) 監査役は、監査役が複数いる場合、月1回定時に、または必要に応じて臨時に、監査役会または監査役協議会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うことといたします。
 - (d) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
 - (e) 監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況に関する報告を受け、意見交換を行うことといたします。
 - (f) 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じることといたします。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - (b) 当社の各部門は、業務遂行にあたり相互牽制やモニタリングの機能を充実させ、財務報告の適正性の確保に努めます。また、業務の効率性が財務報告の信頼性に影響することを理解し、適切な業務フローの構築に努めます。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 当社は、反社会的勢力との関係を一切排除し、不当な要求があった場合は断固たる姿勢で臨むことを倫理規程において定め、全ての取締役及び使用人へ周知徹底します。

- (b) 当社は、反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の基本方針、対応部門、対応責任者、対応措置、報告・届出体制等を定め、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長山崎将司が議長を務め、取締役会長渋谷修太、取締役CDO櫻井裕基、取締役CFO宮毛忠相、社外取締役長屋洋介、社外取締役庵原保文、社外取締役安田裕美子の取締役計7名で構成されています。取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会においては、会社の経営方針、経営上の重要な意思決定を行うほか、直近の経営状況を報告し業務執行の監督を行っています。なお、株主総会の議長は定款の定めにより代表取締役社長が務めることとしています。

② 監査役会

当社の監査役会は、常勤の冨川八峰が議長を務め、非常勤の塚本幹夫、三木孝則、田中慈乃の監査役4名で構成されています。全員が社外監査役であり、公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでいます。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べています。

③ 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査責任者1名が実施しています。また、上場企業及び上場準備企業において豊富な内部監査経験を有する業務委託先1名を置いています。このほか、柏の葉本社・新潟本社それぞれに内部監査を補助する拠点担当者を置いています。

内部監査責任者、業務委託先及び拠点担当者は、代表取締役社長の指揮の下で、年間スケジュールに従い、適切な内部監査を実施しています。内部監査結果は取締役会において順次報告され、内部管理体制の向上に活かしています。

④ 会計監査人

当社は、太陽有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しています。取締役CFO、情報セキュリティ責任者、各部門長、常勤監査役等が参加する定例会議を開催しており、社内のコンプライアンス遵守状況やリスク情報などを共有するとともに、必要に応じて適切な業務執行が実施される体制としています。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当は株主に対する利益の還元手段として重要な経営課題であると認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。

しかしながら、当社は現在成長過程にあり、財政基盤の強化、事業拡大のための資金の確保を優先し、内部留保に努めることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このため、当社は設立以来現在まで配当を実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を重視する方針です。

将来的には、毎事業年度の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施することを考えていますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定です。

なお、当社は、期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12月31日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,610,214	流 動 負 債	373,112
現 金 及 び 預 金	1,289,652	買 掛 金	35,460
受取手形、売掛金及び契約資産	258,348	1年内返済予定の長期借入金	100,008
仕 掛 品	21,068	未 払 金	9,305
前 払 費 用	40,966	未 払 費 用	203,011
そ の 他	178	未 払 法 人 税 等	694
固 定 資 産	215,521	未 払 消 費 税 等	5,447
有 形 固 定 資 産	49,007	前 受 金	14,917
建 物	15,515	預 り 金	4,267
車 両 運 搬 具	1,498	固 定 負 債	231,640
工具、器具及び備品	31,993	長 期 借 入 金	231,640
投資その他の資産	166,514	負 債 合 計	604,752
敷 金 及 び 保 証 金	29,297	(純 資 産 の 部)	
破 産 更 生 債 権 等	5,940	株 主 資 本	1,220,983
長 期 前 払 費 用	756	資 本 金	99,668
繰 延 税 金 資 産	136,459	資 本 剰 余 金	415,727
貸 倒 引 当 金	△5,940	資 本 準 備 金	415,727
		利 益 剰 余 金	705,851
		そ の 他 利 益 剰 余 金	705,851
		繰 越 利 益 剰 余 金	705,851
		自 己 株 式	△263
		純 資 産 合 計	1,220,983
資 産 合 計	1,825,736	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,825,736

損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から)
(2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,009,583
売 上 原 価		1,283,033
売 上 総 利 益		726,549
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		669,431
営 業 利 益		57,117
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,860	
補 助 金 収 入	57,298	60,158
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,365	
株 式 交 付 費	620	
上 場 関 連 費 用	9,368	14,353
経 常 利 益		102,922
税 引 前 当 期 純 利 益		102,922
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,110	
法 人 税 等 調 整 額	△31,075	△29,965
当 期 純 利 益		132,888

株主資本等変動計算書

(2025年 7 月 1 日から
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	50,379	366,437	366,437	572,962	572,962	－	989,779	989,779
当期変動額								
当期純利益				132,888	132,888		132,888	132,888
新株の発行	32,292	32,292	32,292				64,584	64,584
新株の発行 (新株予約 権の行使)	16,997	16,997	16,997				33,994	33,994
自己株式の 取得						△263	△263	△263
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								－
当期変動額合 計	49,289	49,289	49,289	132,888	132,888	△263	231,203	231,203
当期末残高	99,668	415,727	415,727	705,851	705,851	△263	1,220,983	1,220,983

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3～18年
----	-------

車両運搬具	6年
-------	----

工具、器具及び備品	4～6年
-----------	------

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。なお、一般債権については、算定期間における貸倒実績がないため、貸倒引当金は計上していません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しています。

なお、夏季及び冬季賞与の支払い対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、当事業年度末において賞与引当金は計上していません。

(3) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しています。

なお、該当する受注案件がないため、当事業年度末において受注損失引当金は計上していません。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りです。

(1) クライアントワーク

クライアントワークに係る収益は、アプリ、ウェブ等のソフトウェアの受注制作であり、顧客との契約に基づいて約束した財またはサービスを引き渡す履行義務を負っています。

受注制作は、準委任契約及び請負契約等に大別されます。準委任契約における主な履行義務は、契約期間に渡る受注制作の遂行であり、請負契約等における主な履行義務は、成果物の納品等です。いずれも顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、義務の履行が完了した部分の対価を享受する強制力のある権利を有している金額で収益を認識しています。

一定期間に渡り収益を認識する契約のうち、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もる事ができないもの、または契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い一部の契約については、一定期間に渡り収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しています。

履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、受注制作に係る発生原価の増加と顧客の支配する資産の増加が比例すると判断し、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）により算出しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

(2) アプリ分析サービス

アプリ分析サービスに係る収益は、ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供であり、顧客との契約に基づいてライセンスを供与する履行義務を負っています。

ソフトウェア・ライセンスの移転と関連サービスの提供は、契約期間に渡りソフトウェア・ライセンスを提供することであり、顧客の契約期間に渡り常時継続的にサービスが提供されていることから、当該履行義務は、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、ライセンスを供与する期間に渡り収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから別途定める支払い条件によりごく短期間に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	136,459千円
--------	-----------

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

当社は、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断し、翌事業年度の課税所得の見積額に基づいて繰延税金資産を算定しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、翌事業年度の事業計画を基礎としています。当該事業計画は、受注見込み件数を当社が現在入手している市場動向、受注状況及び今後の受注予測に基づき推測するとともに、受注金額は過去の受注案件の趨勢、主要顧客の動向を踏まえた予測に基づき策定しています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りの算出にあたって前提とした条件や仮定については、将来の不確実な経済環境の変動の結果による影響を受ける可能性があり、当該影響に伴い業績予測の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	66,388千円
-------------------	----------

2. 関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権債務の金額は次の通りです。

受取手形、売掛金及び契約資産	5,198千円
未払費用	330千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	41,833千円
営業取引（支出分）	3,600千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末残高
普通株式	1,635,520株	102,750株	－株	1,738,270株

2. 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末残高
普通株式	－株	80株	－株	80株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

5. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 77,040株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払賞与	27,778
ソフトウェア償却費	7,793
貸倒引当金	2,084
減価償却超過額	1,529
税務上の繰越欠損金	122,458
その他	7,977
繰延税金資産小計	169,621
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△20,743
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,418
評価性引当額小計	△33,161
繰延税金資産合計	136,459

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金でまかなうことを原則とし、一部営業取引に係る運転資金について銀行等金融機関からの借入により調達することとしています。なお、当社は、デリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

敷金及び保証金は、オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日です。

長期借入金は運転資金または設備資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権、敷金及び保証金については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち68.2%（債権残高上位5社）が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（＊2）	331,648	331,876	228
負債計	331,648	331,876	228

（＊1）「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

また、破産更生債権等については、回収不能見込額の全額を貸倒引当金として計上しており、貸倒引当金控除後の貸借対照表計上額と時価はいずれも同額であることから、記載を省略しています。

（＊2）1年内返済予定の金額を含んでいます。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,289,652	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	258,348	—	—	—
合計	1,548,000	—	—	—

長期借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	100,008	94,987	80,004	56,649	—	—
負債計	100,008	94,987	80,004	56,649	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	331,876	—	331,876
負債計	—	331,876	—	331,876

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入等を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	(株)電通デジタル	—	顧客紹介に基づく業務受託 役員の受入	システム開発の受託	249,502	売掛金	35,066

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引価格等の条件は、他の取引先と同一です。
2. 取引金額には消費税等を含めていません。期末残高には消費税等を含めています。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記

5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額 702円45銭
2. 1株当たりの当期純利益 77円93銭

重要な後発事象に関する注記

(資本金の額の減少)

当社は、2026年8月12日開催の取締役会において、下記の通り、2026年9月28日開催予定の第16回定時株主総会に「資本金の額の減少の件」を付議することを決議しました。

1. 資本金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保及び税負担の軽減を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少するものです。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2026年6月30日現在の資本金の額99,668,612円のうち、69,668,612円を減少し、30,000,000円とします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動する可能性があります。

(2) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項に基づき資本金の額を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。なお、発行済株式総数の変更は行いません。

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年8月12日
(2) 株主総会決議日	2026年9月28日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2026年10月5日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2026年11月5日(予定)
(5) 効力発生日	2026年12月31日(予定)

その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

フラー株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 児玉 秀康

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 吉永 竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フラー株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人より「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月25日

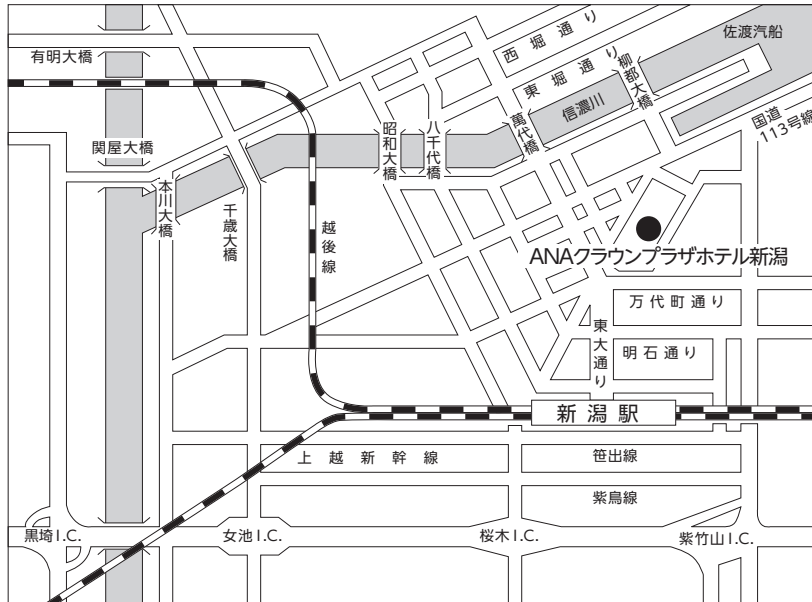
フラー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	富川	八峰	㊞
社外監査役	塚本	幹夫	㊞
社外監査役	三木	孝則	㊞
社外監査役	田中	慈乃	㊞

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 新潟県新潟市中央区万代5丁目11番20号
ANAクラウンプラザホテル新潟
2階「芙蓉の間」
電話 (025) 245-3333



(会場への交通機関)

- JRをご利用の場合：「新潟駅」万代口より徒歩約12分
- バスをご利用の場合：「万代シティ」停留所より徒歩約5分
- お車の場合：新潟バイパス「紫竹山インター」より約10分

(お願い)

駐車場が手狭のため、ご不便をおかけする場合がございます。お車でのご来場は、なるべくご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。